

令和8年6月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料②

目次

ページ

- 1 長崎駅東通り線橋梁架替工事の状況について・・・2～24

まちづくり部
令和8年6月

1 事業の現状

(1) 長崎駅東通り線の概要

一般国道202号を補完する南北軸の道路として、長崎駅周辺地区における幹線道路網を形成するもの。

- ・幅員 14m、路線延長 60m
- ・事業費 約10億円（事業期間 令和元年～令和9年度）
- ・進捗率 約33%（令和7年度末）

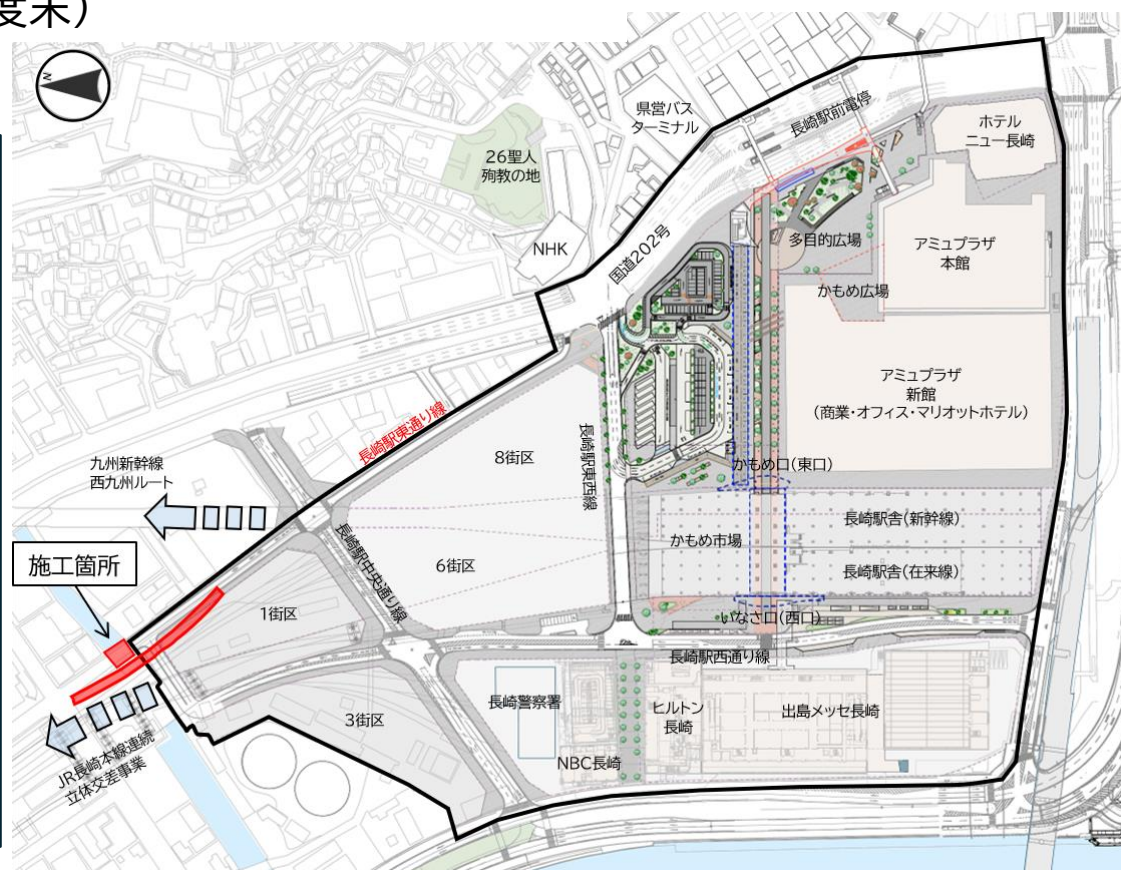
工事名) 長崎駅東通り線橋梁架替工事
受注者) 上滝・Factory JV
契約額) 690,352,300円
工期) R6.3.15～R9.3.15

(参考) 工期延期（令和7年11月議会）

○当初：R6.3.15～R8.3.6
変更：R6.3.15～R9.3.15

○工期延期理由

現場において地中残存物（コンクリート殻、がれき等）が確認されたことにより、工期延期を令和7年度末から令和8年度末まで約1年延長した。



(2) 工事概要

寿橋について

- ・馬込川に架かる橋梁
- ・橋長 14.65m
- ・幅員 7.45m
- ・架設年 昭和26年
(75年経過)

東通り線の幅員 (計画)
14.0m

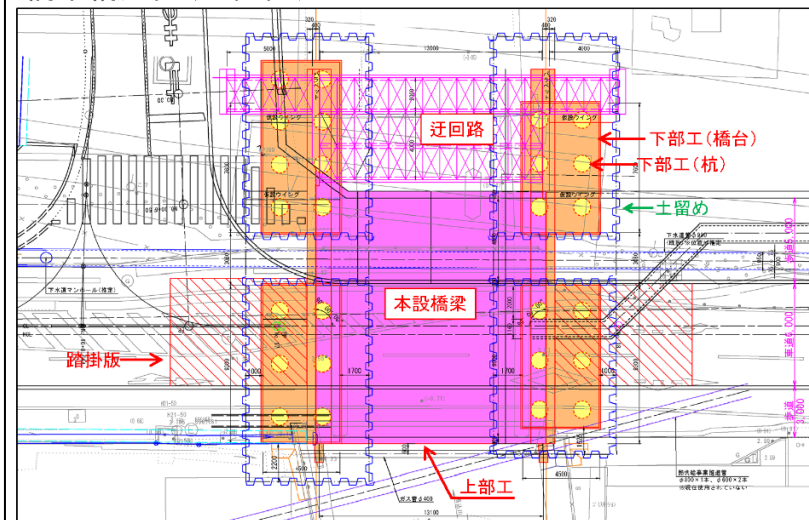


架替えが必要

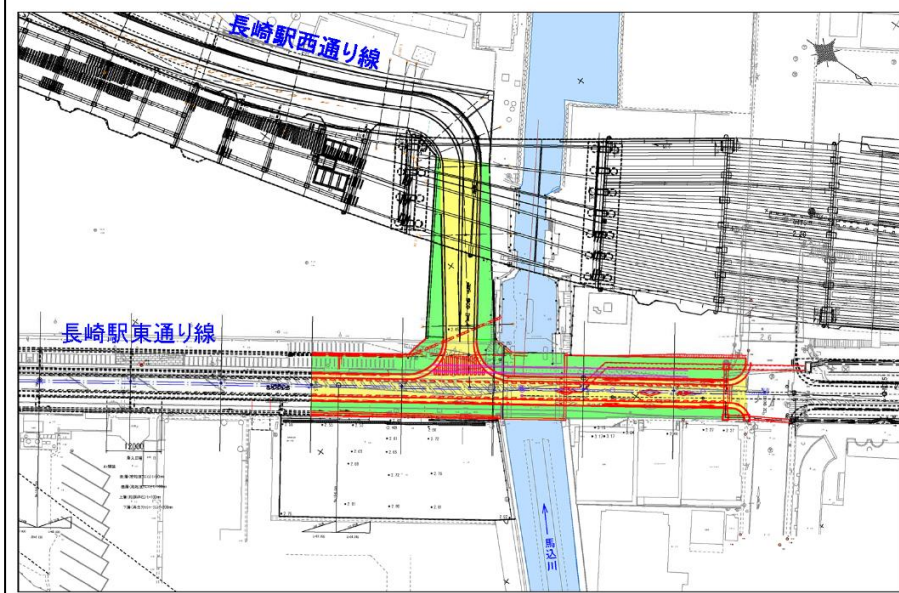


県営バス駐車場屋上から撮影

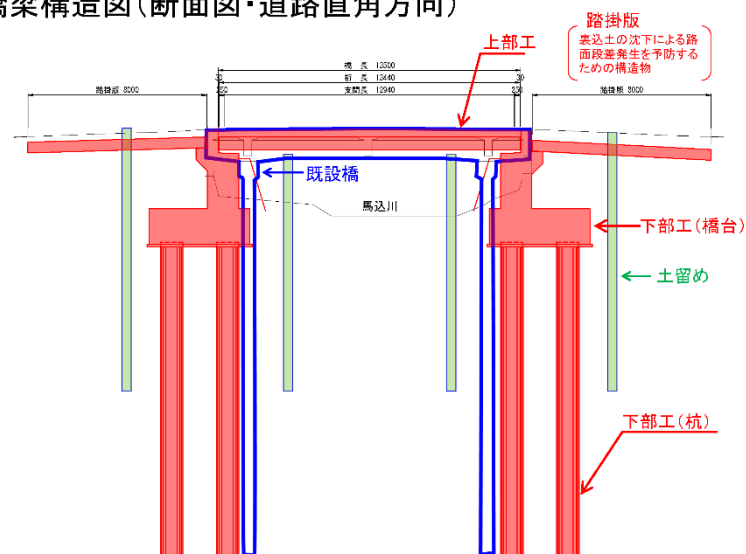
橋梁構造図(平面図)



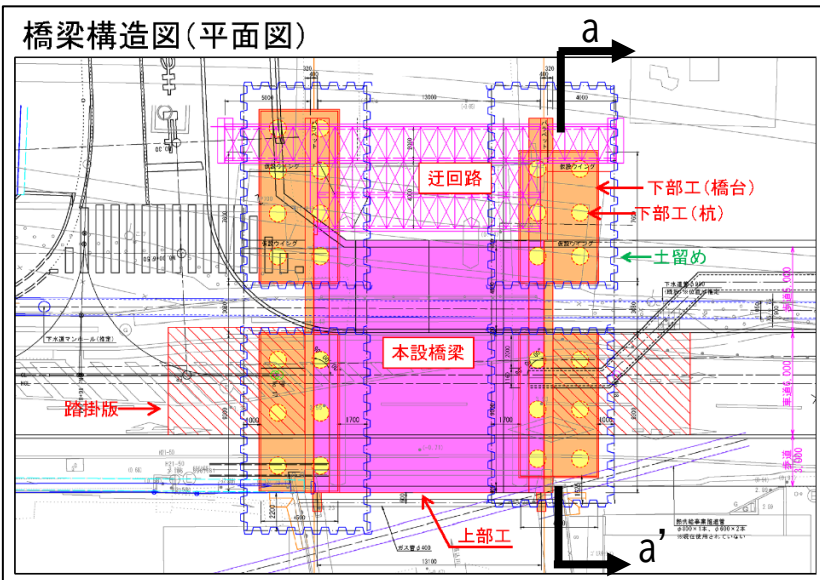
全体平面図



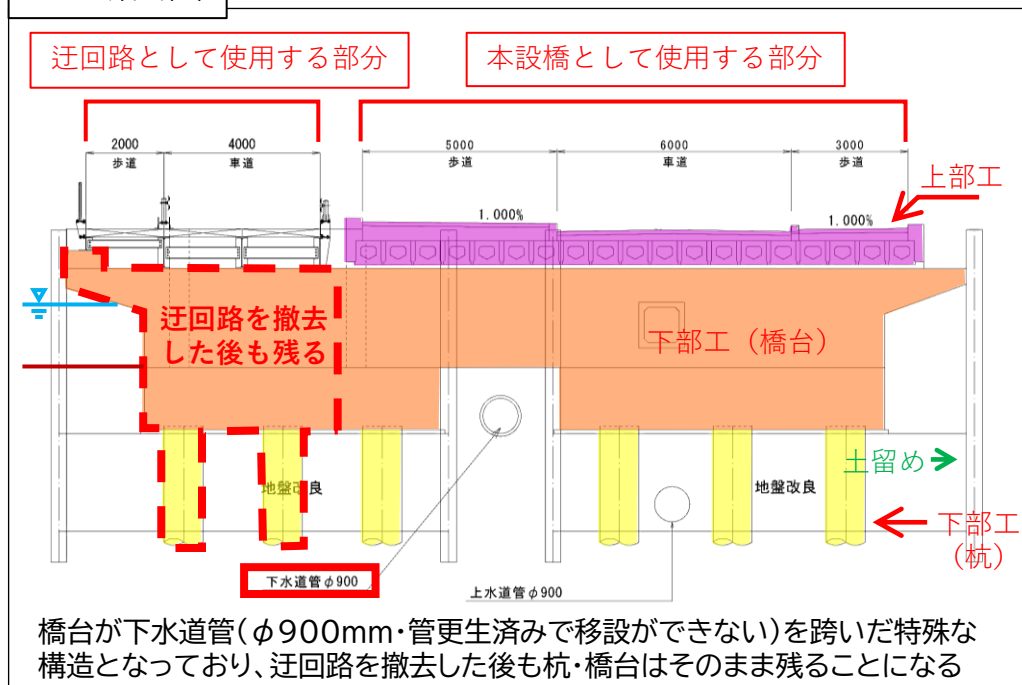
橋梁構造図(断面図・道路直角方向)



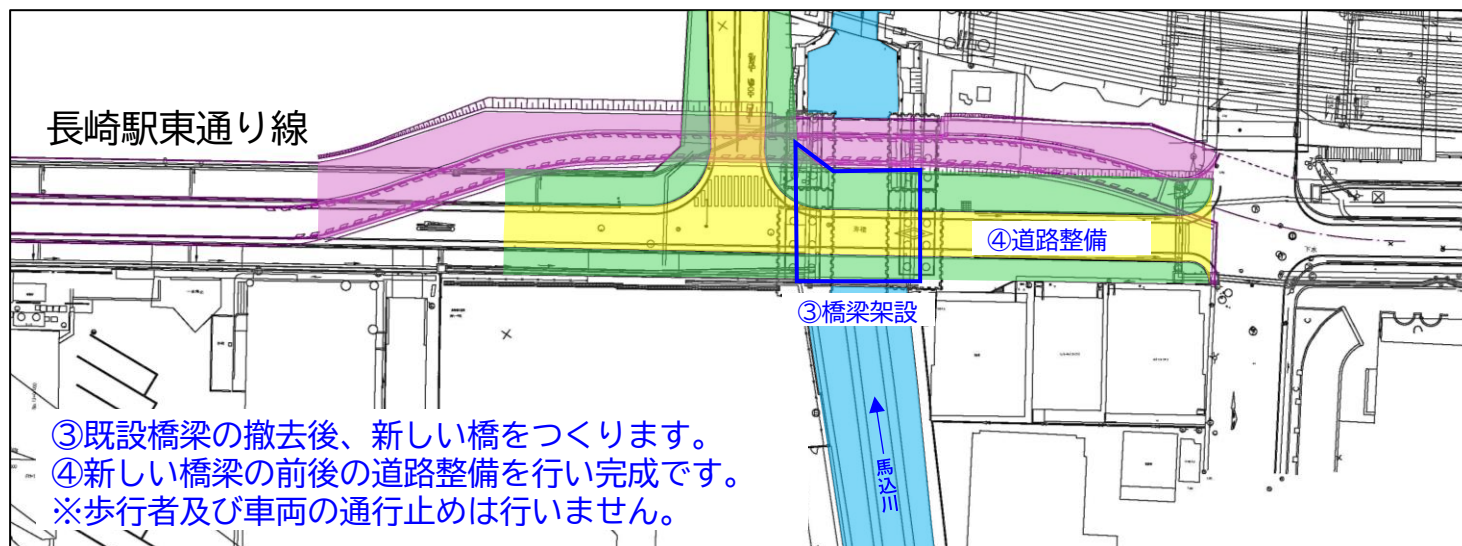
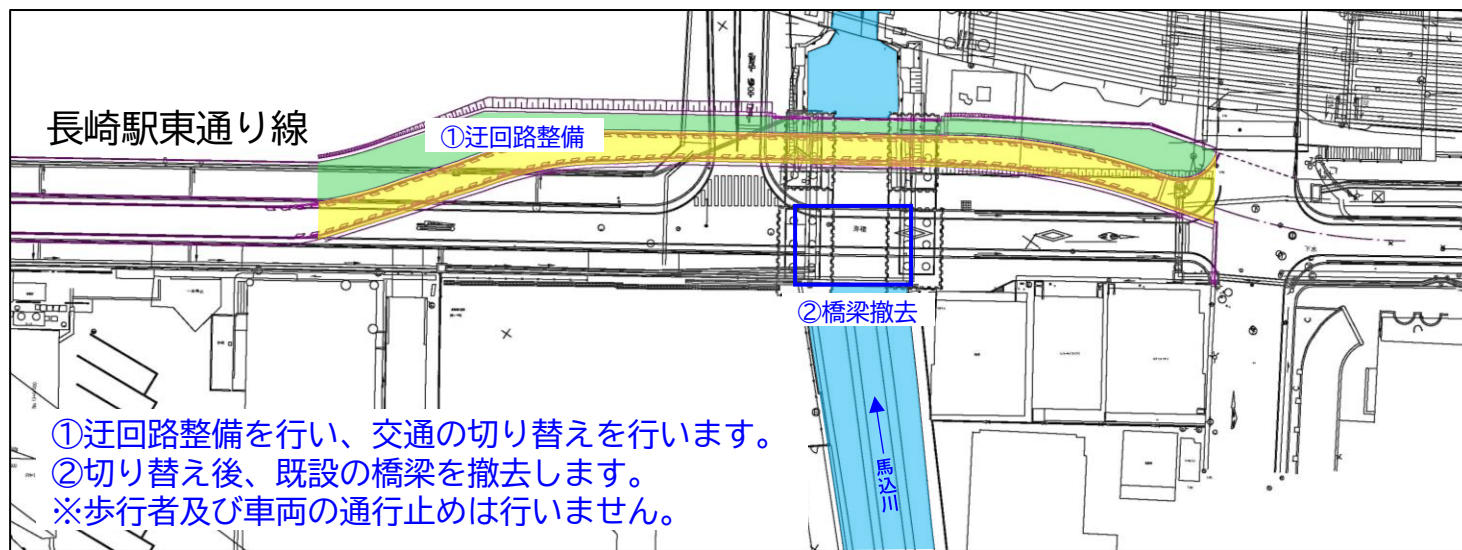
(3) 橋梁平面図、断面図



a-a'断面図



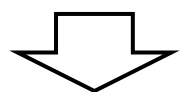
(4) 工事ステップ



(5) 工事の流れ

【下流側（迂回路）】

- ①既設橋梁（歩道部）の撤去
- ②土留め鋼矢板の打設
- ③地盤改良工
- ④場所打ち杭工
- ⑤下部工（橋台） ここまで完了
- ⑥上部工（仮橋（仮設桁）架設）

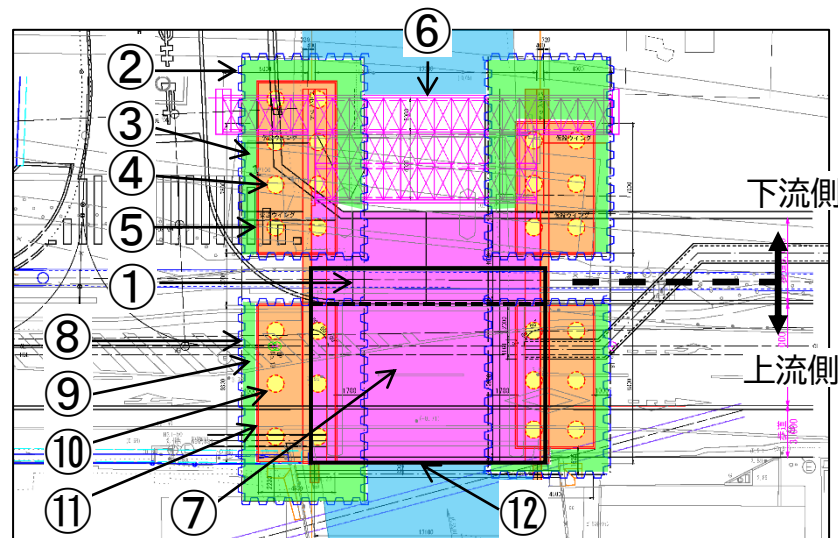


迂回路に交通の切替

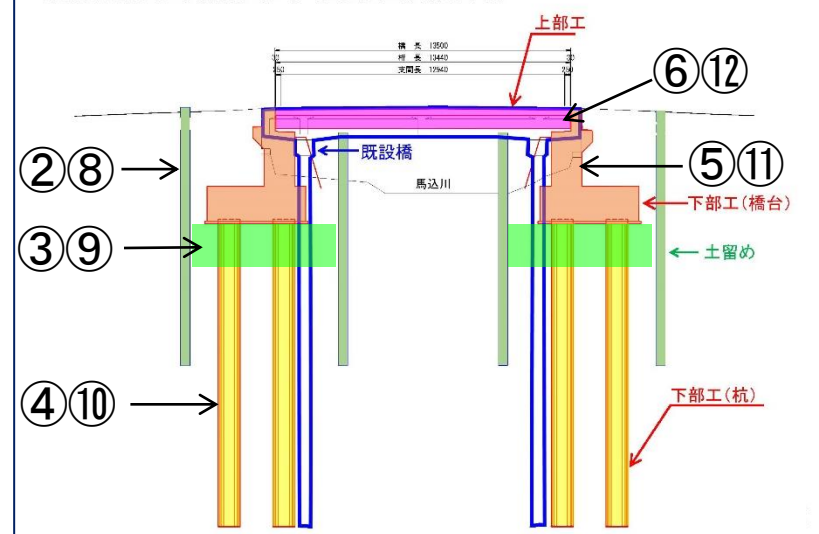
【上流側（本設路）】

- ⑦既設橋梁（車道部）の撤去
- ⑧土留め鋼矢板の打設
- ⑨地盤改良工
- ⑩場所打ち杭工
- ⑪下部工（橋台）
- ⑫上部工（本橋（本設桁）架設）

橋梁構造図（平面図）



橋梁構造図（断面図・道路直角方向）



(6) 施工状況

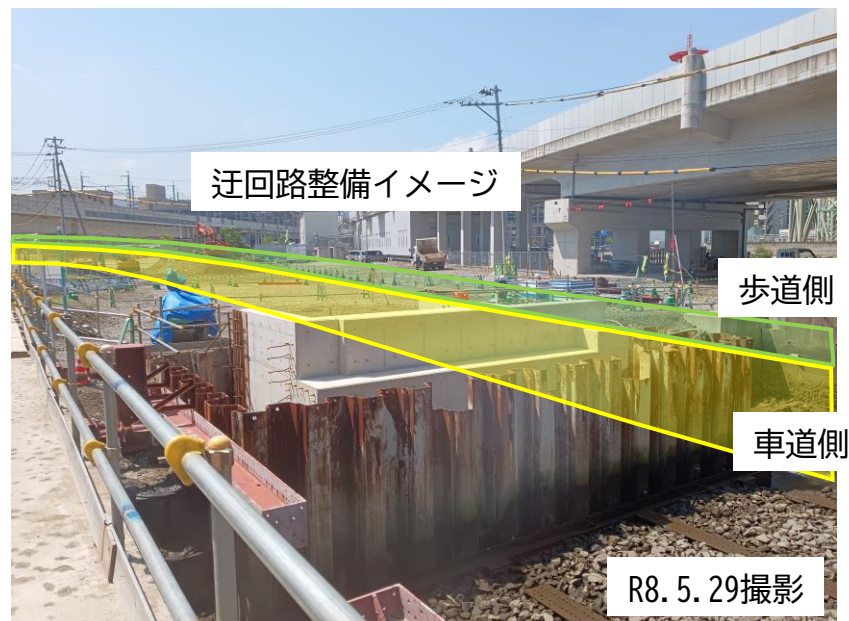
(全景)



(近景)



下流（迂回路）側の
橋台が完成した状況



H鋼、覆工板で仮設の橋桁を作り上げると
ともに、前後を擦り付け（盛土）、迂回路
への切替を行う

(7) 地中残存物の状況

左岸側



レンガ、コンクリート、木片、鋳鉄管など地中残存物が多数確認されている

右岸側



レンガ塊や鑄鉄管など地中残存物が多数確認されている

2 工期の延期について

(1) 概要

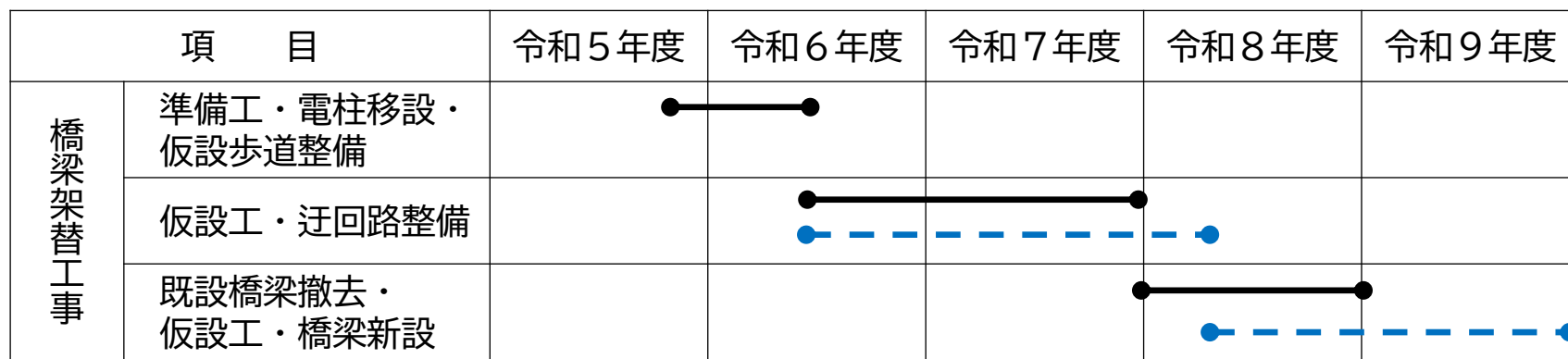
本工事を進める中で、次の理由により工期を11か月延長せざるを得ない状況となっている。

ア 本工事で施工する「排水路」の敷設位置・施工時期の変更、仮排水路の移設

イ 別工事の「電線類管」「ガスパ管」の敷設位置・施工時期の変更による影響

(2) 工事の完成予定時期

当初：令和9年3月 ⇒ 変更：令和10年2月



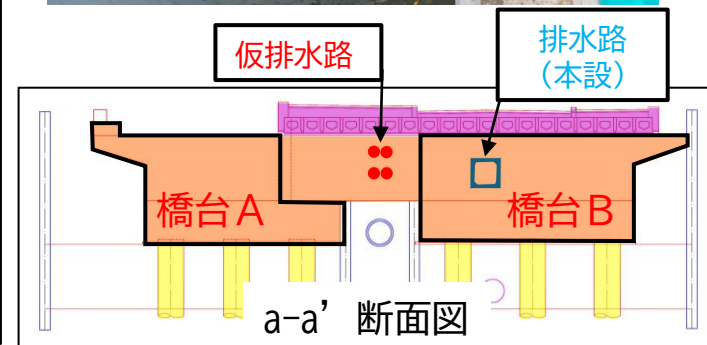
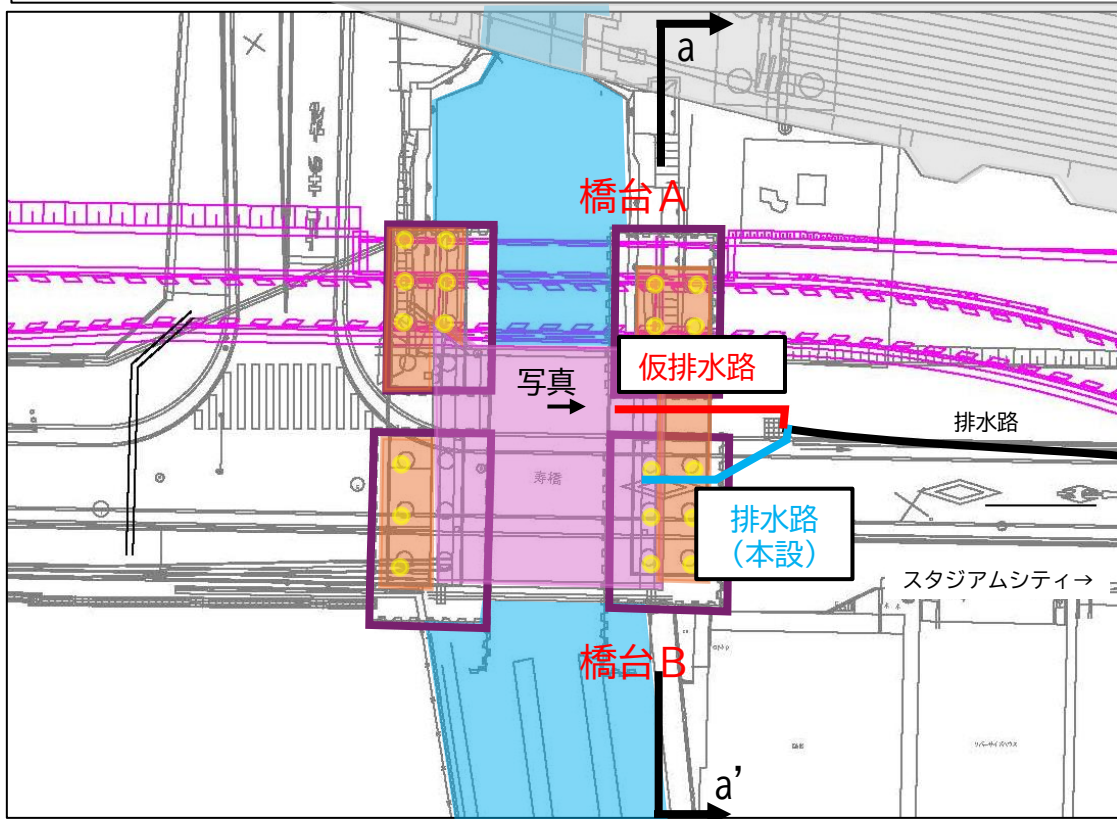
●——●：当初 ●——●：変更（予定）

(3) 工期延期理由

ア「排水路」の敷設位置・施工時期の変更、仮排水路の移設

(当初)

- ・排水路（本設）は、道路を迂回路に切り替えた後で施工し、仮排水路は橋台の施工にあわせ撤去する計画としていた。

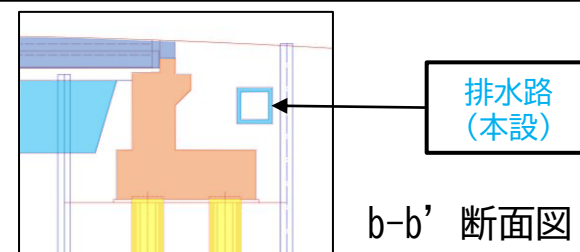
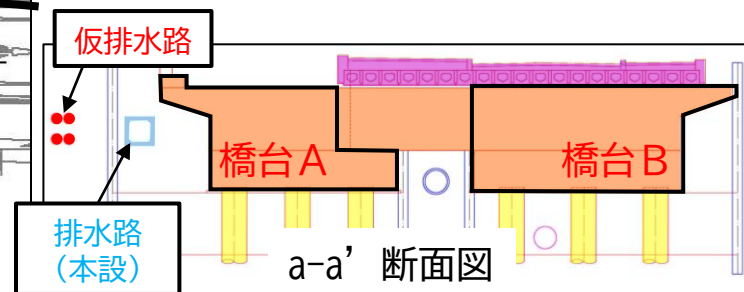
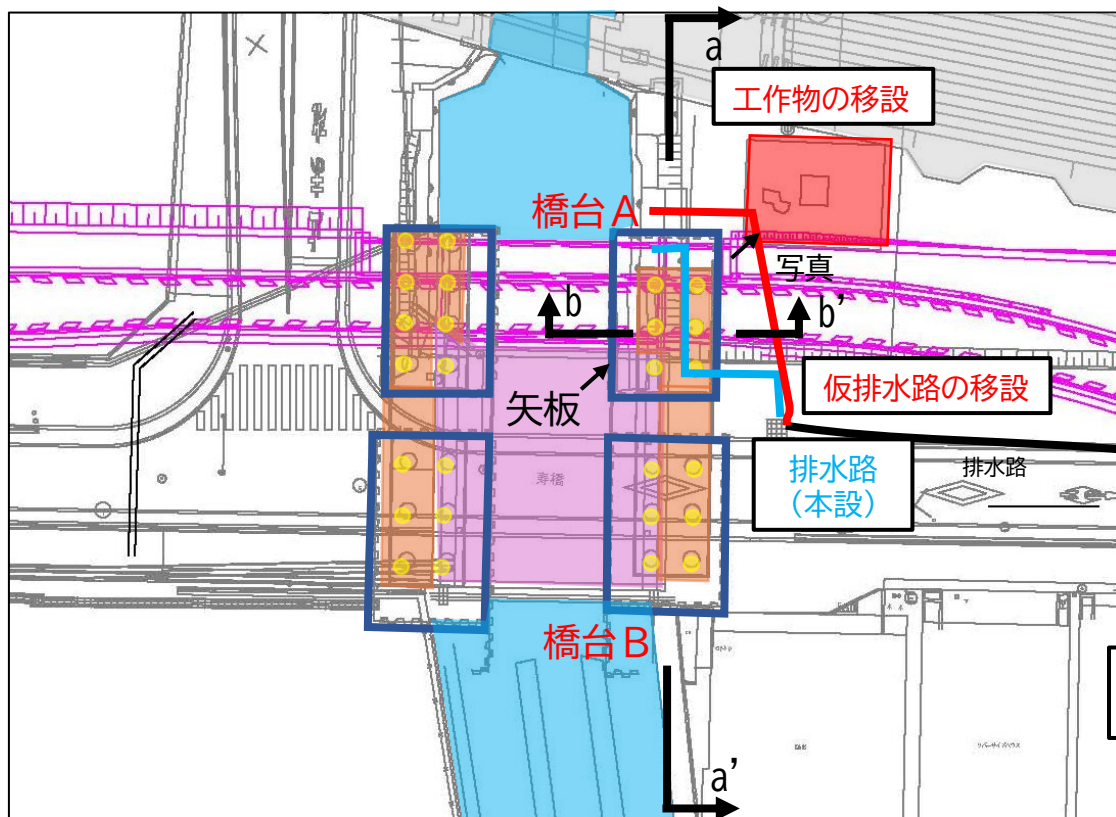


(道路管理者との協議)

- ・道路管理者との協議により、仮排水路に河川からの逆流防止を目的としたフラップゲートを設置したところ、令和7年夏から秋の潮位が高い時期において効果が確認された。
- ・このことから、道路管理者から「排水路（本設）についてもフラップゲートを設置してほしい」、「排水路（本設）についてはフラップゲートの稼働状況が目視できるように、敷設位置を変更してほしい」との意見が出された。

(変更)

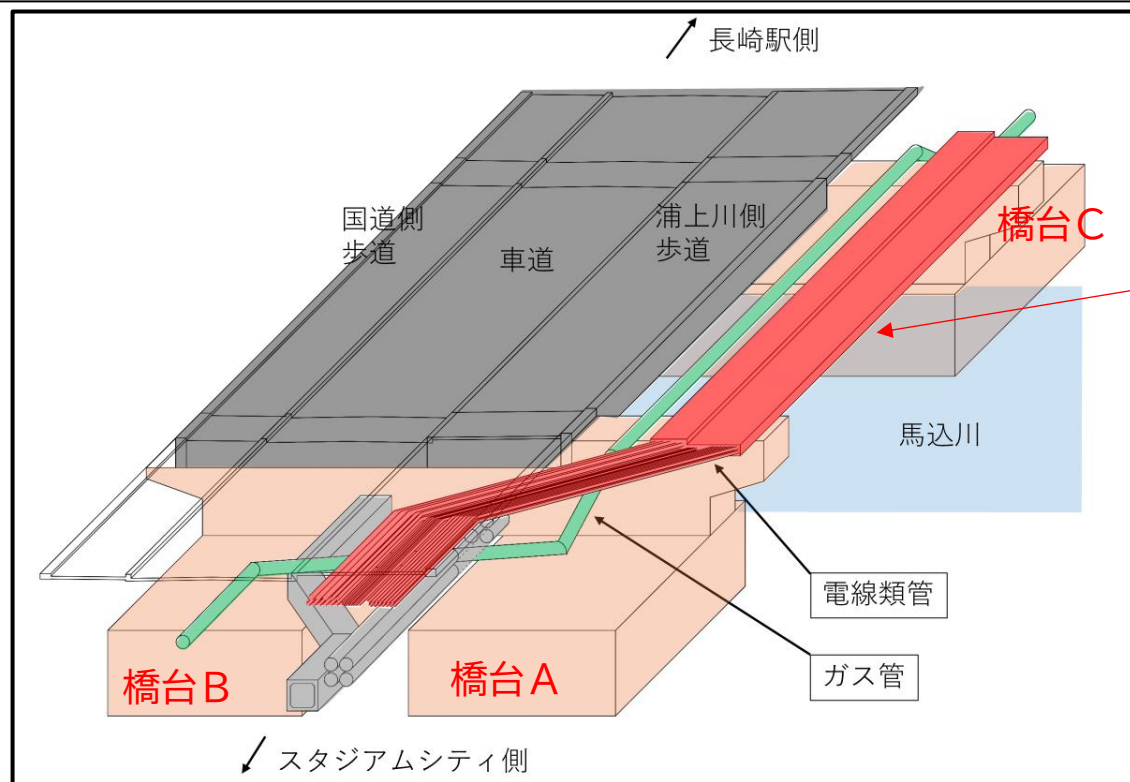
- ・道路管理者との協議の結果、排水路（本設）の敷設位置を橋台Aの下流側に変更することとなった。（令和8年3月）
- ・この排水路（本設）は矢板撤去後でなければ施工ができないため、橋台施工にあわせて撤去することとしていた仮排水路を、橋桁架設後まで存置する必要が生じた。
- ・加えて、仮排水路の敷設位置についても、現在の位置では橋台施工に支障となるため、橋台Aの矢板の外側に移設する必要があるが、その際、工作物（慰霊碑の一部）が支障となり、その移設にも日数を要することとなった。（+4か月）



イ「電線類管」「ガス管」の敷設位置・施工時期の変更による影響

(当初)

- ・電線類管、ガス管については、橋梁下流側の橋台A～Cに添架することとし、いずれも本橋梁架替工事後に、別工事で施工することとしていた。



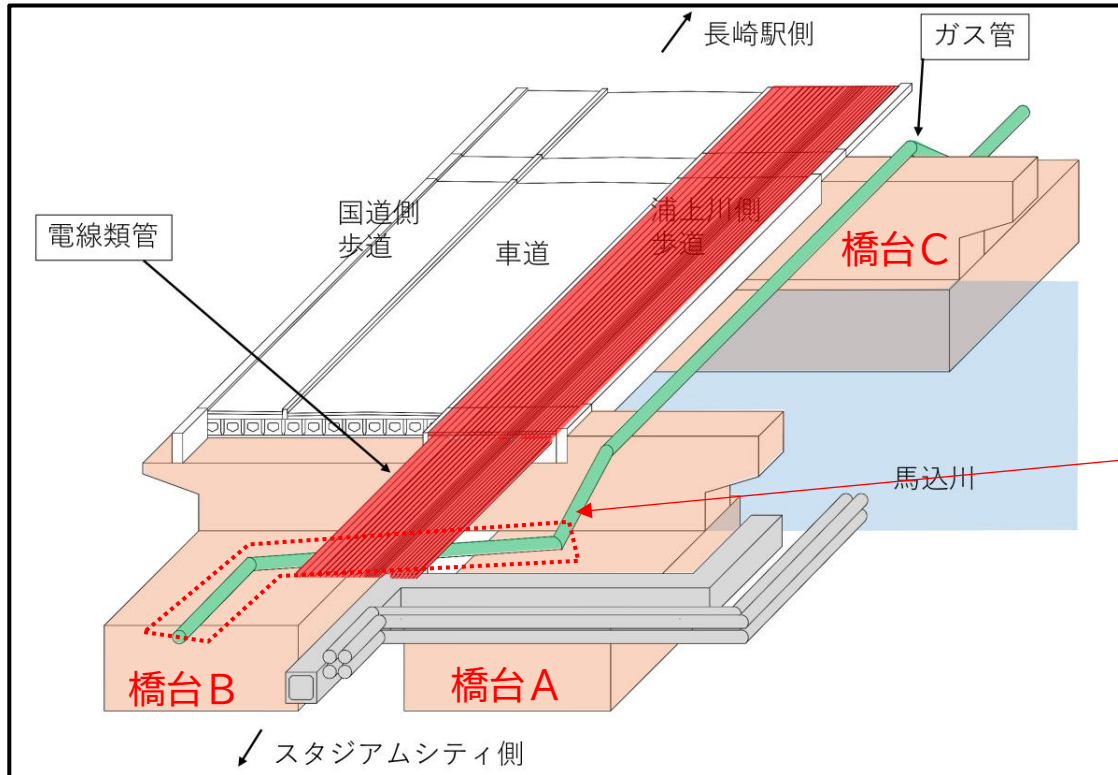
電線類管、ガス管とも
橋梁架替工事後に施工が可能

(電線管理者との協議)

- ・令和7年度に電線共同溝の設計を進める中、電線管理者（九電、NTT、ソフトバンク、ケーブルメディア、QTnet）から、「ケーブルをより安全に維持管理できるよう、敷設位置を本設橋梁の歩道内に埋設できないか」との意見が出された。

(変更)

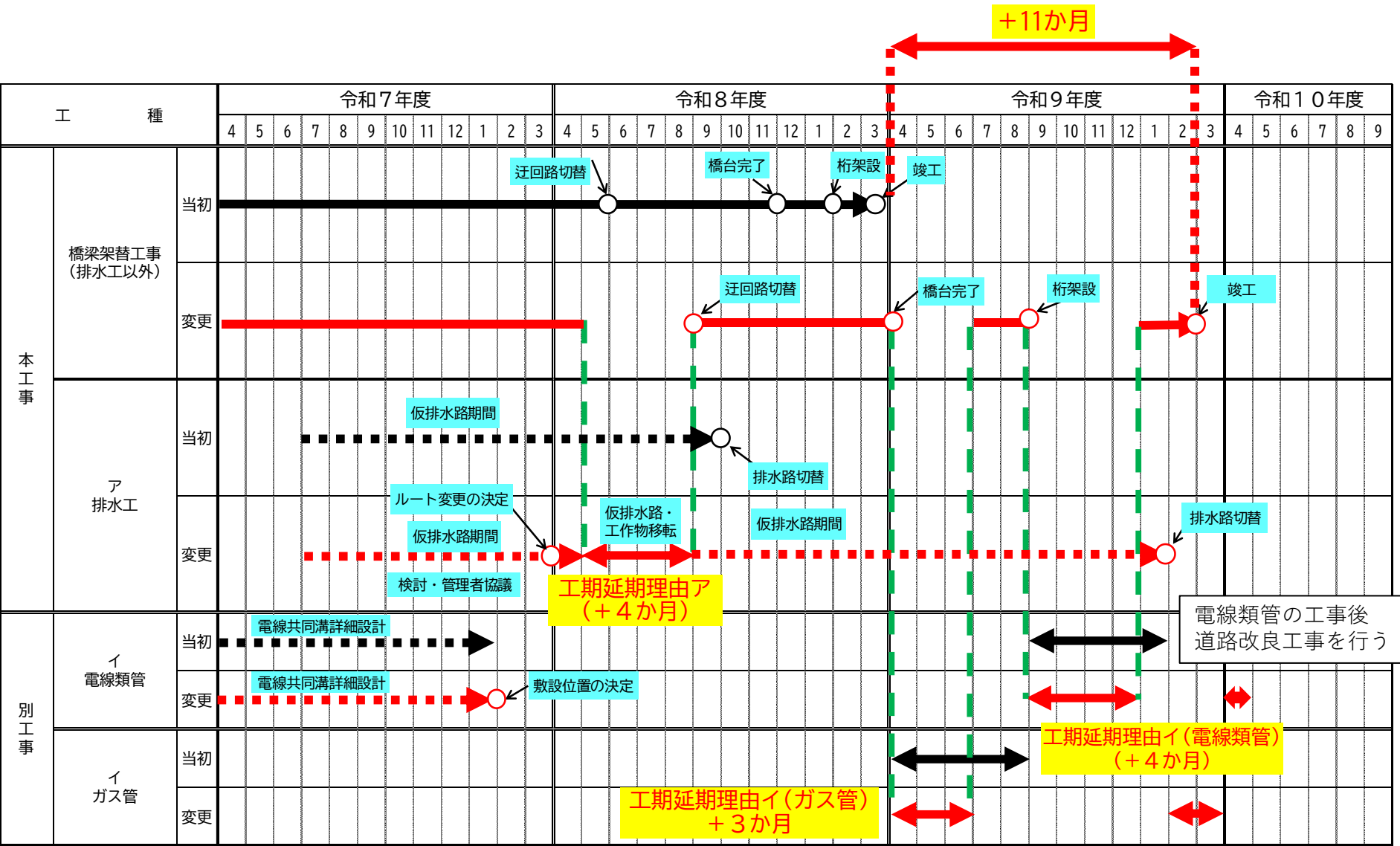
- ・電線管理者との協議の結果、電線管類の敷設位置を本設橋梁の歩道内に埋設することとなった。(令和8年1月)
- ・電線管類の敷設位置変更により、本工事の歩道部の施工とあわせて敷設が必要となったため、本工事の工程に影響が生じることとなった。
(+4か月)
- ・また、電線管類の敷設時期の前倒しにより、電線管類よりも深い位置に敷設するガス管についても敷設時期を前倒しする必要がある、本工事の工程に影響が生じることとなった。
(+3か月)



橋桁の設置後、電線類管敷設の前にガス管を敷設しなければ掘削が困難となる

ガス管
前倒し施工箇所

(4) 工事スケジュール（橋梁架替工事・関連工事）



3 予算措置について

○本工事は、令和7年度から令和8年度に繰越した予算で施工することとしているが、完成時期が令和9年度となることから、次の事由により、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものとして、地方自治法220条第3項ただし書による事故繰越により対応する。

○なお、財務省のガイドブックによれば、異常気象等や工事現場等での障害に加え、他事業・他機関等との関係についても、事故繰越の事由に該当するとされている。

今回の繰越事由

項目	繰越事由	内容
ア 排水路	他事業・他機関等との関係	・道路管理者との協議による敷設位置・施工時期の変更
イ 電線類管、ガス管	他事業・他機関等との関係	・電線管理者との協議による電線類管の敷設位置・施工時期の変更 ・電線類管の変更に伴うガス管の施工時期の変更

(参考)繰越しガイドブック《参考資料編》財務省主計局発行(令和6年6月)

項目	例
異常気象等	大雨、地震、台風、豪雪など
工事現場等での障害	地下埋設管、地中障害物、地下湧水、遺構・遺跡、火災など
住民・地権者等関係者との調整等	振動・騒音への苦情等への対応、地権者要望による設計変更など
請負業者の倒産等	請負業者の倒産、下請業者の破産、主任技術者の急病など
他事業・他機関等との関係	他工事の遅れによる影響、基準等の改正による検証の発生など
資材の入手難	〇〇の影響による工場の稼働停止、メーカーの被災による納期遅れなど

4 今後のスケジュール

現在、工事費の増減が生じないか精査を進めているところであり、その結果次第で次のような対応を想定している。

会期（R 8）	（ケース１） 今後の現場状況により 予算措置が必要な場合	（ケース２） 予算措置が不要な場合
6月議会	所管事項説明	
9月議会	議案 補正予算	議案 契約変更 (工期)
11月議会	議案 契約変更 (工期、金額)	

(参考) 総務委員会提出資料

補正予算 (地方債の繰上償還)

予 算 説 明 書				事 業 名	補正額
ページ	款	項	目		
24 ～ 25	12 公債費	1 公債費	1 元金	元金	千円 16,400
			3 公債諸費	公債諸費	50

1 補正概要	都市構造再編事業費 長崎駅東通り線において、地中残存物等を要因とした工事の遅れに伴い令和7年度の出来高が予定より上がらないことから【補助】事業費(R 6⇒R7繰越分)に不用額が生じる状況が発生した。 不用額の縮減のため、資材保管場所等に使用している土地の賃借料(【単独】事業費(R7現年分))について、【補助】事業費(R6⇒R7繰越分)で支出してしまった。 その後、単独事業で借入すべき土地の賃借料(【単独】事業費(R7現年分))も含め、補助事業の市債の借入を行ったことにより、借入超過が生じ、市債の繰上償還に係る元金及び加算金を計上するもの。 借入超過となった事業の概要 (1) 事業名：【補助】都市構造再編事業費 長崎駅東通り線 (2) 概要：一般国道202号を補完する南北軸の道路として、長崎駅周辺地区における幹線道路網を形成する
--------	--

2 補正内容	(1) 地方債の繰上償還 ア 繰上償還額(超過額) (ア) 元金 16,400千円 (イ) 加算金 50千円 ※繰上償還に伴い元金に加えて支払うもの。 算定方法 <u>加算金＝【借入超過額】×(【財務大臣が定める率】-【現在の借入利率】)×(借入日数/365日)</u> 50千円＝16,400千円×(3%-2.1%)×(124/365) イ 借入先 財政融資資金 ウ 借入日及び借入額 (ア)借入日:令和8年3月25日 (イ)借入額:47,800千円 エ 償還予定日 令和8年7月27日 ○加算金の考え方 借用証書における特約条項に基づき、借入日の翌日から繰上償還までの期間に応じ償還すべき額に対して財務大臣が一般金融市場における金利(3%)を勘案して定める率から当該償還すべての額の利率を控除した率を乗じた金額を支払うもの
--------	---

2 補正内容

(2) 支出を誤った経緯

ア 令和7年度当初予算

単位：千円

	R6（繰越）事業費		R7事業費	
	【補助】	【単独】	【補助】	【単独】
予算額 A	80,050	7,524	370,100	80,000
内 工事費	80,050	7,524	367,022	52,716
訳 土地賃借料	0	0	3,078	27,284

イ 契約変更（工期延長）に伴う執行予定額（R7.11議会後）

単位：千円

	R6（繰越）事業費		R7事業費	
	【補助】	【単独】	【補助】	【単独】
予算額 A	80,050	7,524	370,100	80,000
決算見込額計 B	53,852	7,524	19,052	27,284
内 工事費	53,852	7,524	15,974	0
訳 土地賃借料	0	0	3,078	② 27,284
予算残額 A-B	① 26,198	0	351,048	52,716

地中残存物等を要因とした工事の遅れに伴いR7年度の出来高が予定より上がらないことから、R6（繰越）事業費に不用額①（26,198千円）が生じる状況が発生した。

ウ 不用額を生じさせないための対応

単位：千円

	R6（繰越）事業費		R7事業費	
	【補助】	【単独】	【補助】	【単独】
予算額 A	80,050	7,524	370,100	80,000
決算見込額計 B	80,050	7,524	19,052	1,086
内 工事費	53,852	7,524	15,974	0
訳 土地賃借料	③ 26,198	0	3,078	1,086
予算残額 A-B	0	0	351,048	78,914

不用額を発生させないために、R7【単独】土地賃借料の一部②をR6（繰越）【補助】③に修正した。

2 補正内容

エ 誤った借入時点(令和8年3月借入)

単位：千円

		R6（繰越）事業費		R7事業費	
		【補助】	【単独】	【補助】	【単独】
予算額	A	80,050	7,524	370,100	80,000
決算見込額計	B	80,050	7,524	19,052	⑦ 1,086
内	工事費	53,852	7,524	⑤ 15,974	0
訳	土地賃借料	③ 26,198	0	3,078	② 1,086
予算残額	A-B	0	0	351,048	78,914

オ 修正後の決算見込時点

単位：千円

		R6（繰越）事業費		R7事業費	
		【補助】	【単独】	【補助】	【単独】
予算額	A	80,050	7,524	370,100	80,000
決算見込額計	B	69,826	7,524	3,078	⑧ 27,284
内	工事費	53,852	7,524	0	0
訳		⑥ 15,974	0	0	0
	土地賃借料	0	0	0	1,086
		0	0	3,078	④ 26,198
予算残額	A-B	10,224	0	367,022	52,716

R7⇒R8繰越

正：③土地賃借料26,198千円（国庫補助金なし）を正しい事業区分である④R7【単独】事業費に修正するとともに、不用額を縮減するため、⑤R7【補助】の工事費15,974千円（国庫補助金1/2）を⑥R6（繰越）【補助】へ修正した。

R7事業費【単独】の決算見込額について、⑦ 1,086千円から⑧ 27,284千円に変更が生じている。R7事業費【単独】の起債借入は、R8.5月であったため、借入額の修正を行い、正しい借入額で借入を行っている。

（借入額24,600千円＝決算見込額⑧ 27,284千円 × 起債充当率0.9）

(3) 【補助】都市構造再編事業費 長崎駅東通り線 財源内訳

決算見込額に対する起債借入額（誤り）

47,800千円 = (事業費計80,050千円 - 国庫支出金26,925千円) × 起債充当率0.9

工 誤った借入時点（令和8年3月借入）

【補助・繰越】事業費		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源
工事費	千円	千円	千円	千円	千円
	53,852	26,925	-	① 47,800	5,325
土地賃借料	26,198	-	-	-	-
合計	80,050	26,925	-	47,800	5,325

決算見込額に対する起債借入額（正）

31,400千円 = (事業費計69,826千円 - 国庫支出金34,912千円) × 起債充当率0.9

才 修正後の決算見込時点

【補助・繰越】事業費		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源
工事費	千円	千円	千円	千円	千円
	69,826	34,912	-	② 31,400	3,514
土地賃借料	-	-	-	-	-
合計	69,826	34,912	-	31,400	3,514

差額（才-工）

【補助・繰越】事業費		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源
工事費	千円	千円	千円	千円	千円
	15,974	7,987	-	△ 16,400	△ 1,811
土地賃借料	△ 26,198	-	-	-	-
合計	△ 10,224	7,987	-	△ 16,400	△ 1811

※1 都市構造再編集中支援事業費補助金 5.0/10

※2 公共事業等債 充当率90%(交付税措置率 22.2%)

繰上償還額 16,400千円 (②31,400千円 - ①47,800千円)

3 原因及び再発防止策

(1) 原因

事業担当課として、補助事業と単独事業の事業区分及び起債事務に関する知識が不十分であったこと、また、経理担当課として予算執行に係る決裁機能が十分に機能していなかったため、誤りに気づけなかったもの。

(2) 再発防止策

ア 研修の実施及び確認体制の強化

関係課において、予算執行や起債事務の研修を行うことで知識を深めるとともに、補助事業、単独事業におけるそれぞれの事業区分を確認及び点検し、適正な予算計上と予算執行を行う。

予算計上、執行、支出における全ての過程で、事業担当課と経理担当課双方で事業区分の確認を行う。

イ 本事例の共有

今回の事例を踏まえ、適正な予算執行及び起債事務に関する内容を全庁宛てに発出し、当事例の共有と借入超過に係る注意喚起を行った。

4 財源内訳

(1) 地方債の繰上償還

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
元金		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前の額	23,460,109	－	30,804	－	1,351,140	22,078,165
	補正額	16,400	－	－	－	－	16,400
	補正後の額	23,476,509	－	30,804	－	1,351,140	22,094,565
公債諸費	補正前の額	0	－	－	－	－	0
	補正額	50	－	－	－	－	50
	補正後の額	50	－	－	－	－	50